

兵庫県公報 令和7年3月31日 月曜日 第9号外	発行人 兵庫県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号 毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日	 (兵庫県民の旗＝県旗)
目次		
規 則 ○ 兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則等の一部を改正する規則（財政課）…………… 2		
公布された法令のあらまし		
◎兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則等の一部を改正する規則（規則第17号） 次に掲げる規則に定める使用料等をそれぞれ改定する等、所要の整備を行うこととした。 1 兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則 2 兵庫県立のじぎく会館管理規則 3 兵庫県立尼崎青少年創造劇場管理規則 4 兵庫県立いえしま自然体験センター管理規則 5 兵庫県立こどもの館管理規則 6 兵庫県立ひょうご女性交流館管理規則 7 兵庫県立芸術文化センター管理規則 8 兵庫陶芸美術館管理規則 9 兵庫県立生活創造センター管理規則 10 兵庫県立消費生活総合センター管理規則 11 兵庫県立体育施設管理規則 12 兵庫県福祉センター管理規則 13 兵庫県立但馬長寿の郷(さと)管理規則 14 兵庫県立姫路労働会館管理規則 15 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則 16 兵庫県中央労働センター管理規則 17 兵庫県立但馬技術大学校管理規則 18 兵庫県立丹波年輪の里管理規則 19 兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則 20 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則 21 兵庫県立フラワーセンター管理規則 22 兵庫県立三木山森林公園管理規則 23 兵庫県立都市公園条例施行規則		
規 則		

兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第17号

兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則等の一部を改正する規則

(兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則の一部改正)

第1条 兵庫県立兵庫津ミュージアム管理規則(令和3年兵庫県規則第44号)の一部を次のように改正する。

別表模写・模造の款中「2,100円」を「2,300円」に改め、同表撮影の款学術研究以外を目的とする場合の項中「1,000円」を「1,100円」に、「2,100円」を「2,300円」に改める。

(兵庫県立のじぎく会館管理規則の一部改正)

第2条 兵庫県立のじぎく会館管理規則(昭和51年兵庫県規則第85号)の一部を次のように改正する。

別表基準額の項開館時刻から12時までの欄から開館時刻から閉館時刻までの欄までを次のように改める。

9,700円	16,700円	19,600円	26,200円	30,100円	37,600円
--------	---------	---------	---------	---------	---------

(兵庫県立尼崎青少年創造劇場管理規則の一部改正)

第3条 兵庫県立尼崎青少年創造劇場管理規則(昭和53年兵庫県規則第75号)の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の款所作台・花道用所作台の項中「花道用所作台」の右に「・鳥屋口」を加え、「6,300円」を「6,900円」に改め、同項の次に次のように加える。

バレエマット	1式につき	6,900円
--------	-------	--------

別表舞台設備の款平台の項の次に次のように加える。

馬足(開き足)	1台につき	100円
箱馬	1個につき	50円

別表舞台設備の款金びょうぶの項及び銀びょうぶの項中「2,500円」を「2,800円」に改め、同款松羽目・竹羽目の項中「3,800円」を「4,200円」に改め、同款反響板の項中「2,500円」を「2,800円」に改め、同款指揮台・指揮譜面台の項中「600円」を「650円」に改め、同項の次に次のように加える。

譜面台(大)	1台につき	200円
--------	-------	------

別表舞台設備の款演奏者用譜面台の項中「演奏者用譜面台」を「譜面台(小)」に改め、同款譜面台用ランプの項中「譜面台用ランプ」を「バレエバー」に、「1台につき 50円」を「1式につき 1,300円」に改め、同款演台・花台の項中「600円」を「650円」に改め、同款地がすりの項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同款長座布団の項、紅白幕の項及び浅黄幕の項を削り、同款紗幕^きの項中「紗幕^き」を「紗幕^{しゃ}」に、「1,900円」を「2,100円」に改め、同項の次に次のように加える。

水平幕(中ホール用)	1式につき	2,100円
------------	-------	--------

別表舞台設備の款暗幕の項中「500円」を「550円」に改め、同款連弾用ピアノ椅子の項中「連弾用ピアノ椅子」を「ピアノ椅子」に改め、同款オーケストラピットの項中「3,200円」を「3,500円」に改め、同款白板の項中「白板」を「ホワイトボード」に改め、同款に次のように加える。

パーティーション	1 台につき	100円
----------	--------	------

別表楽器の款グランドピアノ（A）の項中「7,500円」を「8,300円」に改め、同款グランドピアノ（B）の項中「5,000円」を「5,500円」に改め、同款アップライトピアノの項中「2,500円」を「2,800円」に改め、同款太太鼓の項からコントラバスの項までを削り、同表音響設備の款エレベータマイク装置の項中「800円」を「850円」に改め、同款レコードプレーヤーの項中「レコードプレーヤー」を「マイクスタンド」に、「1,200円」を「200円」に改め、同款テープレコーダーの項中「テープレコーダー」を「録音再生機器」に、「1,200円」を「1,300円」に改め、同款カセットテープレコーダーの項中「カセットテープレコーダー」を「パワードスピーカー」に、「600円」を「1,300円」に改め、同款サイドスピーカーの項中「サイドスピーカー」の右に「（1セット）」を加え、「1 台につき 350円」を「1 式につき 700円」に改め、同款リアースピーカーの項中「600円」を「650円」に改め、同款跳ね返しスピーカーの項及びポータブルモニター装置の項を削り、同款残響付加装置の項中「3,800円」を「4,200円」に改め、同款移動用調整卓の項を次のように改める。

移動用調整卓（A）	1 台につき	5,300円
移動用調整卓（B）	1 台につき	1,100円

別表映写設備の款16ミリ映写機（2キロワットクセノン）の項中「16ミリ映写機（2キロワットクセノン）」を「ビデオプロジェクター（A）」に、「4,400円」を「5,600円」に改め、同款16ミリ映写機（350ワットクセノン）の項及び8ミリ映写機の項を削り、同款多目的プロジェクターの項中「多目的プロジェクター」を「ビデオプロジェクター（B）」に、「2,500円」を「2,800円」に改め、同款スライド映写機の項を削り、同款リアースクリーンの項中「3,200円」を「3,500円」に改め、同表照明設備の款Aセットの項中「6,300円」を「6,900円」に改め、同款Bセットの項中「10,100円」を「11,100円」に改め、同款Cセットの項中「13,900円」を「15,300円」に改め、同款クセノンピンスポットライト（1キロワット）の項を削り、同款クセノンピンスポットライト（500ワット）の項中「クセノンピンスポットライト（500ワット）」を「ピンスポットライト（500ワット）」に、「600円」を「650円」に改め、同款6インチホロススポットライト（1キロワット）の項及びストリップライト（100ワット）の項を削り、同款スポットライト（1.5キロワット）の項中「スポットライト（1.5キロワット）」を「スポットライト（小ホール）」に、「1 台につき 700円」を「1 式につき 2,600円」に改め、同款スポットライト（1キロワット）の項及びスポットライト（500ワット）の項中「600円」を「650円」に改め、同款エフェクトマシンの項及びミラーボールの項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同款オーバーヘッドプロジェクターの項を削り、同表その他の款浴室設備の項中「浴室設備」を「シャワー室」に、「1,200円」を「1,300円」に改め、同款ビデオテレビ装置の項を削り、同款持込み電気器具用コンセントの項中「持込み電気器具用コンセント」を「コンセント」に改め、同款持込み電気器具用コンセント（録音器具を持ち込む場合）の項を削り、同款持込み電気器具用コンセント（録画器具を持ち

込む場合)の項中「コンセント」を「電源設備」に、「3,200円」を「3,500円」に改め、同款持込み電気器具用コンセント(ミキシングセットを持ち込む場合)の項中「コンセント」を「電源設備」に、「5,200円」を「5,700円」に改め、同款スモークマシンの項中「8,400円」を「9,200円」に改め、同款ドライアイスマシンの項中「3,700円」を「4,100円」に改め、同款に次のように加える。

姿見	1台につき	100円
----	-------	------

別表備考2中「持込み電気器具用コンセント」を「コンセント」に改める。

(兵庫県立いえしま自然体験センター管理規則の一部改正)

第4条 兵庫県立いえしま自然体験センター管理規則(昭和57年兵庫県規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表基準額の欄中「13,400円」を「14,800円」に、「8,400円」を「9,300円」に、「5,800円」を「6,400円」に、「2,100円」を「2,300円」に、「1,200円」を「1,400円」に改める。

(兵庫県立こどもの館管理規則の一部改正)

第5条 兵庫県立こどもの館管理規則(平成元年兵庫県規則第41号)の一部を次のように改正する。

別表多目的ホールの項基準額の欄から研修室の項基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円
6,000	7,800	13,800
3,600	4,600	8,200
2,500	3,200	5,700

(兵庫県立ひょうご女性交流館管理規則の一部改正)

第6条 兵庫県立ひょうご女性交流館管理規則(平成8年兵庫県規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表事務室の項中「750円」を「830円」に改め、同表倉庫の項中「450円」を「500円」に改める。

(兵庫県立芸術文化センター管理規則の一部改正)

第7条 兵庫県立芸術文化センター管理規則(平成17年兵庫県規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表ホールセットの款基準額の欄からその他の款基準額の欄までを次のように改める。

1式につき	39,200円
1式につき	6,900円
1式につき	28,800円
1式につき	16,200円
1式につき	69,100円
1式につき	41,500円
1式につき	17,300円
1式につき	13,800円

1 式につき	28,800円
1 式につき	16,200円
1 式につき	46,100円
1 式につき	25,300円
1 式につき	11,600円
1 式につき	2,300円
1 式につき	11,600円
1 式につき	5,700円
1 式につき	2,300円
1 式につき	11,600円
1 式につき	16,200円
1 式につき	11,600円
1 式につき	3,500円
1 式につき	1,700円
1 式につき	6,900円
1 枚につき	2,300円
1 式につき	2,800円
1 式につき	17,300円
1 式につき	5,700円
1 式につき	11,600円
1 台につき	5,700円
1 台につき	2,500円
1 式につき	1,400円
1 台につき	15,000円
1 台につき	9,200円
1 台につき	3,500円
1 台につき	1,100円
1 台につき	11,600円
1 台につき	5,700円
1 式につき	2,900円
1 式につき	1,100円
1 台につき	2,300円
1 台につき	1,100円
1 式につき	3,700円

1 式につき	2,300円
1 台につき	8,000円
1 台につき	2,300円
1 式につき	2,900円
1 式につき	4,400円
1 台につき	3,400円
1 台につき	1,800円
1 台につき	1,500円
1 台につき	6,900円
1 式につき	4,100円
1 台につき	2,500円
1 台につき	2,500円
1 式につき	5,700円
1 式につき	11,600円
1 式につき	57,600円
1 式につき	5,700円
1 式につき	11,600円
1 式につき	17,300円
1 式につき	23,100円
1 式につき	28,800円
1 式につき	57,600円
10 キロワッ トにつき	2,300円

別表駐車場の款中「300円」を「400円」に、「150円」を「200円」に改める。

(兵庫陶芸美術館管理規則の一部改正)

第8条 兵庫陶芸美術館管理規則（平成17年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1 模写・模造の款中「2,100円」を「2,300円」に改め、同表撮影の款中「1,000円」を「1,100円」に、「2,100円」を「2,300円」に改め、同表原板使用の款中「2,100円」を「2,300円」に改める。

別表第2 グランドピアノの項中「3,400円」を「3,700円」に改め、同表電動ろくろの項中「1,500円」を「1,700円」に改める。

(兵庫県立生活創造センター管理規則の一部改正)

第9条 兵庫県立生活創造センター管理規則（平成20年兵庫県規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表1 の部電子ピアノの項中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表2 の部ホールの項基準額の欄

を次のように改める。

14,000円	19,000円	22,000円	33,000円	41,000円	55,000円
---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表2の部多目的グラウンドの項中「600円」を「650円」に改め、同表3の部舞台設備の款中「10,000円」を「11,000円」に、「2,100円」を「2,300円」に、「2,600円」を「2,900円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「4,200円」を「4,600円」に、「500円」を「550円」に、「5,200円」を「5,700円」に、「1,900円」を「2,100円」に、「8,400円」を「9,200円」に改め、同部楽器の款中「8,400円」を「9,200円」に、「1,000円」を「1,100円」に改め、同部音響設備の款中「1,500円」を「1,700円」に、「3,200円」を「3,500円」に、「700円」を「750円」に、「800円」を「850円」に改め、同部映写設備の款中「10,000円」を「11,000円」に、「2,100円」を「2,300円」に改め、同部照明設備の款中「5,200円」を「5,700円」に、「12,000円」を「13,000円」に、「2,100円」を「2,300円」に、「1,500円」を「1,700円」に改め、同部その他の款中「2,100円」を「2,300円」に改める。

(兵庫県立消費生活総合センター管理規則の一部改正)

第10条 兵庫県立消費生活総合センター管理規則（平成20年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表機器分析室の項を削り、同表研修室の項使用料の欄から無響室の項使用料の欄までを次のとおり改める。

円	円	円
2,600	4,400	7,000
1,800	3,100	4,800
1,300	2,400	3,900
550	1,300	1,900

(兵庫県立体育施設管理規則の一部改正)

第11条 兵庫県立体育施設管理規則（平成24年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)多目的ホールの款基準額の欄から格技室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
34,800	46,300	52,100	81,100	98,400	133,200
21,500	28,600	32,200	50,100	60,800	82,300
20,500	27,400	30,900	47,900	58,300	78,800
7,300	9,700	10,900	17,000	20,600	27,900
62,500	83,400	93,800	145,900	177,200	239,700
38,600	51,600	58,000	90,200	109,600	148,200
36,900	49,200	55,300	86,100	104,500	141,400
13,000	17,500	19,600	30,500	37,100	50,100
4,400	5,900	6,600	10,300	12,500	16,900

6,500	8,800	9,900	15,300	18,700	25,200
3,500	4,600	5,300	8,100	9,900	13,400
2,900	3,700	4,200	6,600	7,900	10,800

別表1の部(2)基準額の欄中「7,500円」を「8,300円」に、「5,000円」を「5,500円」に、「500円」を「550円」に、「1,500円」を「1,700円」に、「3,200円」を「3,500円」に、「1,600円」を「1,800円」に、「800円」を「850円」に、「15,700円」を「17,300円」に、「5,400円」を「5,900円」に、「10,500円」を「11,600円」に、「3,700円」を「4,100円」に、「2,100円」を「2,300円」に、「5,200円」を「5,700円」に改め、同部(3)基準額の欄中「6,300円」を「6,900円」に、「12,500円」を「13,800円」に、「10,500円」を「11,600円」に改め、同表2の部(3)基準額の欄中「5,700円」を「6,300円」に、「6,100円」を「6,700円」に、「3,800円」を「4,200円」に、「4,200円」を「4,600円」に、「5,300円」を「5,800円」に、「5,800円」を「6,400円」に改め、同表3の部(1)大体育室の款基準額の欄から格技室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
27,100	36,000	40,600	63,100	76,600	103,700
13,500	18,000	20,400	31,500	38,400	51,900
40,600	54,100	60,900	94,700	115,000	155,600
27,100	36,000	40,600	63,100	76,600	103,700
48,600	64,900	73,300	113,500	138,200	186,800
24,400	32,300	36,600	56,700	68,900	93,300
73,300	97,200	109,800	170,500	207,000	280,300
48,600	64,900	73,300	113,500	138,200	186,800
6,400	8,500	9,500	14,900	18,000	24,400
4,500	5,900	6,800	10,400	12,700	17,200
4,500	5,900	6,800	10,400	12,700	17,200

別表3の部(2)基準額の欄中「1,600円」を「1,800円」に、「800円」を「850円」に、「500円」を「550円」に、「2,100円」を「2,300円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「1,500円」を「1,700円」に、「3,200円」を「3,500円」に、「2,600円」を「2,900円」に、「15,700円」を「17,300円」に、「4,900円」を「5,400円」に、「2,400円」を「2,600円」に、「700円」を「750円」に、「12,500円」を「13,800円」に、「4,000円」を「4,400円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「600円」を「650円」に改め、同部(3)基準額の欄中「10,500円」を「11,600円」に、「6,300円」を「6,900円」に、「4,700円」を「5,200円」に改め、同表4の部(1)基準額の欄中「900円」を「950円」に、「800円」を「850円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「600円」を「650円」に、「1,200円」を「1,300円」に、「700円」を「750円」に改め、同部(2)基準額の欄中「4,500円」を「5,000円」に、「2,300円」を「2,500円」に改め、同表5の部(2)基準額の欄中「6,300円」を「6,900円」に改め、同表6の部(1)基準額の欄中「3,200円」を「3,500円」に、「500円」を「550円」に、「2,100円」を「2,300円」に、「5,200円」を「5,700円」に、「9,500円」を

「10,500円」に、「10,500円」を「11,600円」に、「6,300円」を「6,900円」に改め、同部(2)基準額の欄中「3,600円」を「4,000円」に、「4,500円」を「5,000円」に、「9,000円」を「9,900円」に、「900円」を「950円」に改める。

(兵庫県福祉センター管理規則の一部改正)

第12条 兵庫県福祉センター管理規則（昭和50年兵庫県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表1の部附属設備の款中「21,000円」を「23,000円」に改める。

(兵庫県立但馬長寿の郷^{さと}管理規則の一部改正)

第13条 兵庫県立但馬長寿の郷^{さと}管理規則（平成10年兵庫県規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部金額の項9時から12時までの欄から9時から21時までの欄までを次のように改める。

3,400円	4,500円	4,400円	7,900円	8,900円	12,300円
--------	--------	--------	--------	--------	---------

別表第1の2の部グランドピアノの項中「3,400円」を「3,700円」に改める。

別表第2の1の部(1)洋室（1人1泊）の欄及び和室（1人1泊）の欄を次のように改める。

洋室 (1人1泊)		和室 (1人1泊)			
1人で利用する場合	2人で利用する場合	1人で利用する場合	2人で利用する場合	3人で利用する場合	4人で利用する場合
円	円	円	円	円	円
5,600	3,900	7,600	4,300	3,300	2,500
5,200	3,500	6,900	4,000	2,900	2,300
5,600	3,900	7,600	4,300	3,300	2,500
6,400	4,300	8,600	5,000	3,700	2,900
4,500	3,100	6,200	3,500	2,500	2,100
4,200	2,800	5,500	3,200	2,300	1,800
4,500	3,100	6,200	3,500	2,500	2,100
5,200	3,500	6,900	4,000	2,900	2,300

別表第2の1の部(2)洋室（1人1泊）の欄及び和室（1人1泊）の欄を次のように改める。

洋室 (1人1泊)		和室 (1人1泊)			
1人で利用する場合	2人で利用する場合	1人で利用する場合	2人で利用する場合	3人で利用する場合	4人で利用する場合
円	円	円	円	円	円
7,000	4,700	9,600	5,300	4,100	3,300
6,500	4,400	8,600	5,000	3,600	2,900
7,000	4,700	9,600	5,300	4,100	3,300

7,900	5,300	10,900	6,300	4,600	3,600
5,600	3,900	7,600	4,300	3,300	2,500
5,200	3,500	6,900	4,000	2,900	2,300
5,600	3,900	7,600	4,300	3,300	2,500
6,400	4,300	8,600	5,000	3,700	2,900

別表第2の2の部ロッジの款中「34,000円」を「37,000円」に改め、同部附属設備の款グランドピアノの項中「3,400円」を「3,700円」に改める。

(兵庫県立姫路労働会館管理規則の一部改正)

第14条 兵庫県立姫路労働会館管理規則（昭和37年兵庫県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表1の部基準額の項9時から12時までの欄から9時から21時までの欄までを次のように改める。

11,400円	19,100円	17,000円	30,600円	35,600円	47,100円
---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表2の部ピアノの項中「2,600円」を「2,900円」に改める。

(工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部改正)

第15条 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 恒温恒湿室の項中「550円」を「600円」に改める。

別表第2 研究本館の款使用料の欄及び技術交流館の款使用料の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
4,000	5,100	5,100	10,000	11,800	16,800
2,200	2,800	2,800	5,600	6,200	8,900
1,700	2,200	2,200	4,500	5,100	6,700
550	1,100	1,100	2,200	2,200	3,400

別表第3 工作機械の款数値制御フライス盤の項金額の欄から加熱炉の款複合ビーム成膜装置の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	1,400円
1時間につき	1,300円
1時間につき	550円
1時間につき	600円
1時間につき	700円
1時間につき	1,700円
1時間につき	1,400円
1時間につき	3,100円
1時間につき	1,400円
1時間につき	1,400円

1 時間につき	1,500円
1 時間につき	3,300円
1 時間につき	4,500円
1 時間につき	5,200円
1 時間につき	900円
1 時間につき	11,000円
1 時間につき	6,400円
1 時間につき	5,500円
1 時間につき	11,000円
1 時間につき	8,800円
1 時間につき	12,000円
1 時間につき	9,400円
1 時間につき	14,500円
1 時間につき	3,700円
1 時間につき	4,100円
1 時間につき	3,500円
1 時間につき	1,800円
1 時間につき	2,300円
1 時間につき	6,600円
1 時間につき	5,000円
1 時間につき	1,300円
1 時間につき	2,900円
1 時間につき	2,900円
1 時間につき	4,500円
1 時間につき	2,400円
1 時間につき	2,300円
1 時間につき	1,400円
1 時間につき	2,300円
10キロワット当たり 1 時間につき	1,700円
1 時間につき	650円
1 時間につき	1,200円
1 時間につき	2,200円
1 時間につき	4,200円

別表第 3 加熱炉の款雰囲気可変型赤外線ランプ加熱装置の項中「8,400円」を「9,200円」に改め、

同表皮革機械の款小型バンドナイフマシンの項中「750円」を「800円」に改め、同款皮革用レーザー加工機の項金額の欄から皮革熱収縮温度測定機の項金額の欄までを次のように改める。

1 時間につき	1,000円
1 時間につき	1,300円
1 時間につき	600円
1 時間につき	700円
1 時間につき	3,100円
1 時間につき	2,500円
1 時間につき	550円
1 時間につき	600円

別表第3 皮革機械の款染色堅ろう度試験機の項日本産業規格によるものの目中「500円」を「550円」に改め、同表繊維機械の款^{より}撚糸機の項金額の欄から液流染色機の項金額の欄までを次のように改める。

1 時間につき	650円
1 時間につき	800円
1 時間につき	600円
1 時間につき	650円
1 時間につき	2,200円
1 時間につき	750円
1 時間につき	1,500円

別表第3 繊維機械の款液流染色機の項の次に次のように加える。

全自動無縫製横編試作支援システム	1 時間につき	1,800円
------------------	---------	--------

別表第3 繊維機械の款ピンテンター型高熱処理装置の項中「950円」を「1,000円」に改め、同款チーズ乾燥機の項中「3,000円」を「3,300円」に改め、同款脱水機の項中「500円」を「550円」に改め、同款^{むら}斑試験機の項金額の欄から同表試験機械の款走査型プローブ顕微鏡の項金額の欄までを次のように改める。

1 時間につき	1,900円
1 時間につき	550円
1 時間につき	1,200円
1 時間につき	4,800円
1 時間につき	5,200円
1 時間につき	1,800円
1 時間につき	3,400円
1 時間につき	800円

1 時間につき	850円
1 時間につき	3,900円
1 時間につき	2,500円
1 時間につき	3,500円

別表第3 試験機械の款走査型プローブ顕微鏡の項の次に次のように加える。

デジタル顕微鏡	1 時間につき	1,600円
---------	---------	--------

別表第3 試験機械の款顕微鏡画像解析システムの項金額の欄から携帯型蛍光エックス線分析装置の項金額の欄までを次のように改める。

1 時間につき	850円
1 時間につき	700円
1 時間につき	1,100円
1 時間につき	3,400円
1 時間につき	1,300円
1 時間につき	1,300円
1 時間につき	550円
1 時間につき	3,100円
1 時間につき	750円
1 時間につき	1,000円
1 時間につき	750円
1 時間につき	3,600円
1 時間につき	7,400円
1 時間につき	3,900円
1 時間につき	1,200円
1 時間につき	2,000円
1 時間につき	3,100円
1 時間につき	2,900円
1 時間につき	1,200円

別表第3 試験機械の款反射分光膜厚計の項金額の欄からガスクロマトグラフ分析装置の項金額の欄までを次のように改める。

1 時間につき	1,500円
1 時間につき	1,200円
1 時間につき	1,300円
1 時間につき	1,900円
1 時間につき	1,300円

1時間につき	550円
1時間につき	750円
1時間につき	1,000円
1時間につき	3,500円
1時間につき	1,800円
1時間につき	1,300円
1時間につき	750円
1時間につき	1,100円
1時間につき	1,200円
1時間につき	550円
1時間につき	2,200円
1時間につき	4,100円
1時間につき	2,400円
1時間につき	1,500円

別表第3試験機械の款示差熱分析装置の項金額の欄から示差走査熱量分析装置の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	900円
1時間につき	750円
1時間につき	8,300円
1時間につき	2,300円
1時間につき	2,900円
1時間につき	3,500円
1時間につき	2,200円

別表第3試験機械の款示差走査熱量測定装置の項を削り、同款迅速熱伝導率計の項金額の欄から全自動アルコール分測定装置の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	700円
1時間につき	1,300円
1時間につき	2,300円
1時間につき	3,700円
1時間につき	3,700円
1時間につき	8,700円
1時間につき	4,700円
1時間につき	4,500円
1時間につき	3,900円

1 時間につき	800円
1 時間につき	900円
1 時間につき	4,000円
1 時間につき	5,200円
1 時間につき	1,300円
1 時間につき	4,800円
1 時間につき	5,500円
1 時間につき	2,800円
1 時間につき	2,300円
1 時間につき	1,500円
1 時間につき	2,100円
1 時間につき	750円
1 時間につき	2,400円
1 時間につき	800円
1 時間につき	5,800円
1 時間につき	650円
1 時間につき	750円
1 時間につき	1,100円

別表第3試験機械の款クリーンベンチの項中「1,900円」を「2,100円」に改め、同款安全キャビネットの項及び凍結乾燥機の項中「550円」を「600円」に改め、同款検体細胞破砕機の項中「600円」を「650円」に改め、同款水素イオン濃度計の項金額の欄からレーザー回折式粒度分布測定装置の項金額の欄までを次のように改める。

1 時間につき	550円
1 時間につき	600円
1 時間につき	1,400円
1 時間につき	550円
1 時間につき	1,100円

別表第3試験機械の款窯業材料試験機の項金額の欄から極小径工具振れ検出装置の項金額の欄までを次のように改める。

1 時間につき	1,500円
1 時間につき	700円
1 時間につき	700円
1 時間につき	550円
1 時間につき	650円

1時間につき	2,400円
1時間につき	1,300円
1時間につき	800円
1時間につき	1,200円
1時間につき	650円
1時間につき	3,600円
1時間につき	2,300円
1時間につき	2,300円
1時間につき	1,100円
1時間につき	800円
1時間につき	800円
1時間につき	550円
1時間につき	700円
1時間につき	600円
1時間につき	900円
1時間につき	3,700円
1時間につき	1,800円
1時間につき	2,000円
1時間につき	2,300円
1時間につき	800円
1時間につき	850円

別表第3試験機械の款回転六角ドラムの項中「550円」を「600円」に改め、同款傾斜衝撃試験機の項中「700円」を「750円」に改め、同款落下試験機の項中「1,100円」を「1,200円」に改め、同款圧縮試験機の項中「2,000円」を「2,200円」に改め、同款ペック平滑度試験機の項中「500円」を「550円」に改め、同款ガス透過度測定装置の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同項の次に次のように加える。

水素透過率・拡散係数測定装置	1時間につき	2,100円
----------------	--------	--------

別表第3試験機械の款ガスバリア性測定装置の項金額の欄から糸抱合力試験機の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	3,300円
1時間につき	1,700円
1時間につき	1,100円
1時間につき	1,700円
1時間につき	600円

別表第3試験機械の款風合い計測システムの項金額の欄からデジタル電圧計の項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	1,700円
1時間につき	750円
1時間につき	650円
1時間につき	600円
1時間につき	550円
1時間につき	700円
1時間につき	700円
1時間につき	700円
1時間につき	1,100円
1時間につき	750円
1時間につき	850円
1時間につき	10,000円
1時間につき	11,600円
1時間につき	4,700円
1時間につき	1,000円
1時間につき	2,800円
1時間につき	600円
1時間につき	550円
1時間につき	600円

別表第3試験機械の款万能投影機の項金額の欄から光学特性測定システムの項金額の欄までを次のように改める。

1時間につき	550円
1時間につき	4,300円
1時間につき	2,100円
1時間につき	800円
1時間につき	600円
1時間につき	2,400円
1時間につき	2,200円
1時間につき	1,500円
1時間につき	3,300円
1時間につき	2,800円
1時間につき	6,200円

1時間につき	31,600円
1時間につき	5,800円
1時間につき	4,200円
1時間につき	2,600円
1時間につき	800円
1時間につき	800円
1時間につき	1,100円
1時間につき	1,000円
1時間につき	2,100円
1時間につき	800円
1時間につき	1,400円
1時間につき	600円
1時間につき	800円
1時間につき	1,500円

(兵庫県中央労働センター管理規則の一部改正)

第16条 兵庫県中央労働センター管理規則(昭和52年兵庫県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表1の部大ホールの項基準額の欄及び小ホールの項基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
11,000	17,400	15,800	28,400	33,200	44,200
5,000	8,100	7,200	13,100	15,300	20,200

別表2の部基準額の欄中「750円」を「800円」に、「36,700円」を「40,400円」に、「3,300円」を「3,600円」に改める。

(兵庫県立但馬技術大学校管理規則の一部改正)

第17条 兵庫県立但馬技術大学校管理規則(昭和58年兵庫県規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第3の5軸制御マシニングセンターの項使用料の欄からシャルピー衝撃試験機の項使用料の欄までを次のように改める。

1時間につき	4,200円
1時間につき	1,900円
1時間につき	1,100円
1時間につき	650円
1時間につき	700円
1時間につき	700円
1時間につき	600円

(兵庫県立丹波年輪の里管理規則の一部改正)

第18条 兵庫県立丹波年輪の里管理規則(昭和63年兵庫県規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表ホールの項基準額の欄を次のように改める。

2,800円	3,600円	4,100円	6,400円	7,700円	10,500円
--------	--------	--------	--------	--------	---------

(兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則の一部改正)

第19条 兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則（平成5年兵庫県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表1の部基準額の項9時から12時までの欄から9時から21時までの欄までを次のように改める。

5,500円	9,800円	9,800円	14,700円	18,700円	21,800円
--------	--------	--------	---------	---------	---------

別表2の部基準額の欄中「6,900円」を「7,600円」に、「4,600円」を「5,100円」に、「4,900円」を「5,400円」に、「3,300円」を「3,600円」に改める。

(兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則の一部改正)

第20条 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則（平成12年兵庫県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表淡路夢舞台国際会議場の款同時通訳設備・通信設備の項同時通訳装置の目中「5,200円」を「5,700円」に改め、同項会議参加者用送受信装置の目中「1,000円」を「1,100円」に、「500円」を「550円」に改め、同項ノート型パーソナルコンピュータの目中「7,300円」を「8,000円」に改め、同項インターネット回線の目中「1,000円」を「1,100円」に改め、同項LAN接続用カードの目を削り、同項ファクシミリの目中「5,200円」を「5,700円」に改め、同項有線電話の目中「1,500円」を「1,700円」に改め、同項携帯電話の目中「1,200円」を「1,300円」に改め、同項通信機の目中「1,500円」を「1,700円」に改め、同款会議設備の項金びょうぶの目中「5,200円」を「5,700円」に改め、同項ステージの目中「3,200円」を「3,500円」に改め、同項演台（A）の目中「1,500円」を「1,700円」に改め、同項演台（B）の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同項花台の目中「500円」を「550円」に改め、同項講演者席等表示灯の目及びレーダーポインターの目中「3,200円」を「3,500円」に改め、同項プロンプター装置の目、めくり台の目及び双眼鏡の目を削り、同項計時回線の目中「1,000円」を「1,100円」に改め、同項伝言用掲示板の目を削り、同項展示用掲示板の目中「700円」を「750円」に改め、同項誘導表示板の目中「500円」を「550円」に改め、同款映像設備の項ハイビジョン対応プロジェクターの目を削り、同項高輝度液晶プロジェクターの目中「44,000円」を「48,000円」に改め、同項ブラウン管式プロジェクターの目を削り、同項移動式液晶プロジェクター（A）の目中「22,000円」を「24,000円」に改め、同項移動式液晶プロジェクター（B）の目中「13,000円」を「14,000円」に改め、同項スライド映写機（クセノン）の目からスライド収納トレイの目までを削り、同項移動式テレビの目中「6,300円」を「6,900円」に改め、同項ビデオテープレコーダー内蔵テレビの目からビデオテープレコーダー（C）の目までを削り、同項デジタルビデオディスクプレーヤーの目中「4,200円」を「4,600円」に改め、同項移動式ビデオカメラの目中「21,000円」を「23,000円」に改め、同項固定式ビデオカメラの目中「19,000円」を「21,000円」に改め、同項小型ビデオカメラの目及び書画用カメラの目中「7,300円」を「8,000円」に改め、同項オーバーヘッドプロジェクター（ソーラー）の目及びオーバーヘッドプロジェクター（ハロゲン）の目を削り、同項移動式スクリーン（A）の目中「6,300

円」を「6,900円」に改め、同項移動式スクリーン（B）の目中「3,200円」を「3,500円」に改め、同項移動式スクリーン（C）の目中「1,500円」を「1,700円」に改め、同項電動スクリーン（A）の目中「5,200円」を「5,700円」に改め、同項電動スクリーン（B）の目中「2,600円」を「2,900円」に改め、同項電動スクリーン（C）の目中「1,200円」を「1,300円」に改め、同款音響設備の項Aセットの目中「11,000円」を「12,000円」に改め、同項Bセットの目中「6,300円」を「6,900円」に改め、同項録音セットの目中「5,200円」を「5,700円」に改め、同項ミニディスクプレーヤーの目を削り、同項コンパクトディスクプレーヤーの目中「1,300円」を「1,400円」に改め、同項デジタルオーディオテープレコーダーの目及びカセットテープレコーダーの目を削り、同項ミニディスクプレーヤー付ラジオカセットテープレコーダーの目中「2,800円」を「3,100円」に改め、同款照明設備の項Aセットの目中「13,000円」を「14,000円」に改め、同項Bセットの目中「2,500円」を「2,800円」に改め、同項クセノンピンスポットライト（1キロワット）の目中「2,800円」を「3,100円」に改め、同項クセノンピンスポットライト（500ワット）の目中「1,300円」を「1,400円」に改め、同項スポットライトの目中「600円」を「650円」に改め、同表淡路夢舞台公苑の款野外劇場の項楽屋の目中「500円」を「550円」に改める。

（兵庫県立フラワーセンター管理規則の一部改正）

第21条 兵庫県立フラワーセンター管理規則（昭和52年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表基準額の項開園時刻から12時までの欄から開園時刻から閉園時刻までの欄までを次のように改める。

750円	1,400円	2,200円
------	--------	--------

（兵庫県立三木山森林公園管理規則の一部改正）

第22条 兵庫県立三木山森林公園管理規則（平成5年兵庫県規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表1の部基準額の項9時から12時までの欄から9時から21時までの欄までを次のように改める。

5,100円	6,600円	7,600円	11,700円	14,200円	19,300円
--------	--------	--------	---------	---------	---------

別表2の部基準額の欄中「7,500円」を「8,300円」に、「500円」を「550円」に、「800円」を「850円」に改める。

（兵庫県立都市公園条例施行規則の一部改正）

第23条 兵庫県立都市公園条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第105号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の部第1野球場の款基準額の欄及び第2野球場の款基準額の欄を次のように改める。

61,100円
90,100円
3,300円
37,100円
16,200円

24,500円
750円
10,600円

別表第4の3の部球技場の款基準額の欄及びテニスコートの款基準額の欄を次のように改める。

550円
9,800円
700円

別表第4の5の部多目的ホールの款中「9時」を「供用開始時刻」に、「2,300円」を「2,500円」に、「17時」を「供用終了時刻」に、「3,100円」を「3,400円」に、「5,300円」を「5,800円」に改め、同部附属設備の款グラウンドピアノの項中「5,000円」を「5,500円」に改め、同表6の部野球場の款基準額の欄及びサッカー場の款基準額の欄を次のように改める。

26,300円
38,600円
1,300円
16,100円
23,100円
1,300円

別表第4の6の部多目的グラウンドの款スポーツ以外に利用する場合の項中「3,600円」を「4,000円」に改め、同部第2多目的グラウンドの款スポーツ以外に利用する場合の項中「14,100円」を「15,500円」に、「7,000円」を「7,700円」に、「3,600円」を「4,000円」に改め、同部屋内練習場の款基準額の欄を次のように改める。

45,400円
67,000円
2,600円
1,300円
27,600円
13,800円

別表第4の7の部野球場の款基準額の欄から陸上競技場の照明器具を伴う利用の場合の加算の款基準額の欄までを次のように改める。

50,700円
73,700円
2,800円
27,700円
2,800円

60,000円
262,700円
262,700円
262,700円
788,200円
394,100円
394,100円
394,100円
1,182,300円
21,900円
131,500円
131,500円
131,500円
394,100円
124,500円
186,700円
3,500円
62,200円
83,100円
124,500円
2,300円
41,500円
22,400円
33,700円
16,800円
25,200円
16,800円
25,200円
43,800円
1,900円
24,800円
8,600円
5,300円

別表第4の7の部附属設備の款陸上競技用計測装置の項中「10,500円」を「11,600円」に改め、同

款大型映像装置の項中「25,200円」を「27,700円」に改め、同表8の部屋外プールの款大人の項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同款生徒等及び高齢者の項中「600円」を「650円」に改め、同部屋内プールの款温水プールのみを利用する場合の項中「700円」を「750円」に改め、同款温水プールとフィットネスジムを併せて利用する場合の項中「800円」を「850円」に改め、同部アイススケートリンクの款大人の項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同款生徒等、幼児及び高齢者の項中「600円」を「650円」に改め、同部グラウンドゴルフ場の款を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に第8条、第10条、第13条及び第17条の規定による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第8条、第10条、第13条及び第17条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。